

福山市下水道接続指導審査会設置要綱

(平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号)

(目的及び設置)

第 1 条 下水道への接続に係る排水設備の設置の指導（以下「接続指導」という。）を適正に実施するため、上下水道局に福山市下水道接続指導審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福山市下水道接続指導要綱（平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号。以下「接続指導要綱」という。）第 4 条第 1 項に規定する設置の猶予の認定に関すること。
- (2) 接続指導要綱第 6 条第 1 項に規定する特別指導に関すること。
- (3) 接続指導要綱第 7 条に規定する勧告に関すること。
- (4) 接続指導要綱第 8 条第 1 項に規定する設置命令及び同条第 2 項に規定する改造命令に関すること。
- (5) 接続指導要綱第 9 条に規定する告発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、接続指導に関し必要と認められること。

(委員)

第 3 条 審査会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 工務部長
- (2) 経営管理部長
- (3) 給排水課長
- (4) 下水道建設課長
- (5) 下水道施設課長
- (6) 上下水道総務課長

(会長)

第 4 条 審査会に、会長 1 人を置く。

- 2 会長は、工務部長である委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長がやむを得ない理由により、その業務を行えない場合は、経営管理部長である委員が会長の職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事に関し、審議する案件に利害関係を有する委員があるときは、その委員は、当該案件の審議に加わることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は給排水課に置き、審査会の庶務等処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。